令和７年度 鳥取市保育料金額表（２号・３号認定）

◎3 歳未満児の保育料

児童が属する世帯の階層区分				保育料（月額）	
階　層		定　　義		保育標準時間	保育短時間
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		０円	０円
B1		Ａ階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	ひとり親世帯等	０円	０円
B2				０円	０円
C1		市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯 48,600 円未満（均等割のみの場合を含む）	ひとり親世帯等	5,750 円	5,550 円
C2				13,600 円	12,900 円
D1	a	48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等	5,750 円	5,550 円
				19,200 円	18,200 円
	b	57,700 円以上 72,800 円未満	ひとり親世帯等	5,750 円	5,550 円
				19,200 円	18,200 円
D2	a	72,800 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	7,150 円	6,900 円
				23,800 円	22,600 円
	b	77,101 円以上 97,000 円未満		23,800 円	22,600 円
D3		97,000 円以上 133,000 円未満		28,000 円	26,600 円
D4		133,000 円以上 169,000 円未満		34,000 円	32,300 円
D5		169,000 円以上 235,000 円未満		40,000 円	38,000 円
D6		235,000 円以上 301,000 円未満		46,000 円	43,700 円
D7		301,000 円以上 397,000 円未満		52,000 円	49,400 円
D8		397,000 円以上		58,000 円	55,100 円

《留意事項》

児童の年齢は、４月１日付けの年齢で年度内の保育料を決定しますので、年度の途中で誕生日を迎えて年齢が３歳になっても保育料の変更はありません。

《保育料金額表の見方》

① この表の「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた者と同居している世帯、特別児童扶養手当の支給対象児と同居している世帯、国民年金の障害基礎年金等の受給者と同居している世帯をいいます。

なお、ひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満である世帯の保育料は、第２子以降無料となります。

② 市町村民税が非課税の世帯の保育料は無料です。

③ 同一世帯の第３子以降の保育料は、市町村民税の額にかかわらず無料となります。

④ 同一世帯から２人以上入所している場合の保育料は、最年長児（1 人目）が３歳以上児の場合、２人目は全額分の 1/2 負担、最年長児（1 人目）が３歳未満児の場合は、１人目は全額負担、２人目は全額分の 1/5 負担となります。ただし、市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満である世帯の２人目は、最年長児の年齢区分にかかわらず無料となります。

⑤ 保育所入所児童のきょうだい（就学前児童に限る）が幼稚園に在園又は障がい児通園施設等を利用している場合、きょうだいを保育所入所児童とみなし保育料は④のとおり算定します。

⑥ 市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満で児童が２人以上いる世帯は、第１子が保育所等に入所していない場合であっても第２子の保育料は半額となります。

《保育料の算定根拠について》

① この表の階層決定のための世帯の定義欄に掲げる税額は、児童と生計を一にしている父母の税額を合算した額です。ただし、児童と同一世帯で生計を一にしている父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その税額を含めます。

② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除による控除前の額となります。

《保育料の算定等について》

① 保育料算定のための書類の提出がない場合、暫定的に最高階層（D8階層）の保育料で決定し、提出後、当該年度の保育料改定時期に遡って見直しを行います。

② 月途中で保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更事由が生じた場合は、事由発生月の翌月（事由発生月の前月に変更申請をされた場合は、当該事由発生月）から保育料、認定とも変更します。